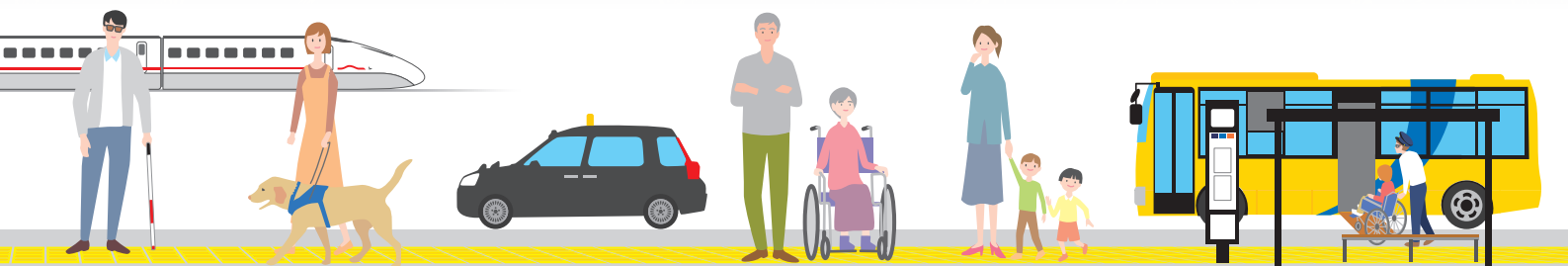




みんなにやさしい 安心・安全に移動できるまちづくり

# 第三次鹿児島市 交通バリアフリー 基本構想



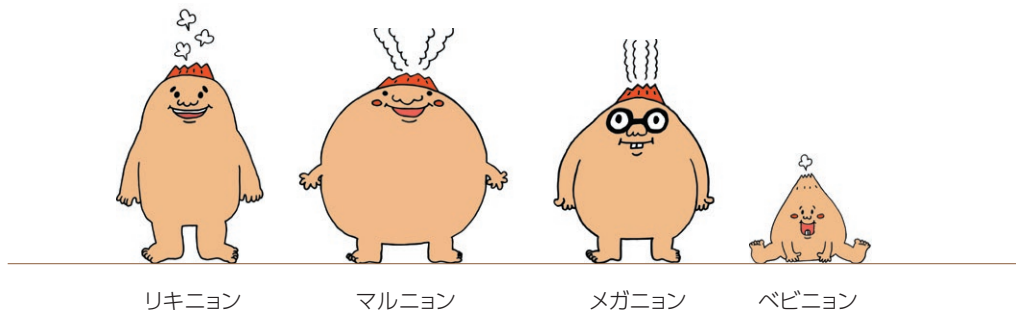
令和4年3月

鹿児島市

# 目 次

●策定の目的	1
●位置付け	1
●SDGsとの関連	2
●基本理念及び基本方針	2
●目標年度	2
●取組方針	3
●重点整備地区(中央地区)	4・5
●重点整備地区(鴨池地区)	6・7
●重点整備地区(谷山地区)	8・9
●「心のバリアフリー」を推進するための取組	10
●市民・事業者・行政の役割	11
●進行管理体制と事後評価	11
●本市の公共交通網及び重点整備地区位置図	12
●用語解説	13

## マグマシティPRキャラクター 火山の妖精 マグニオン



## 策定の目的

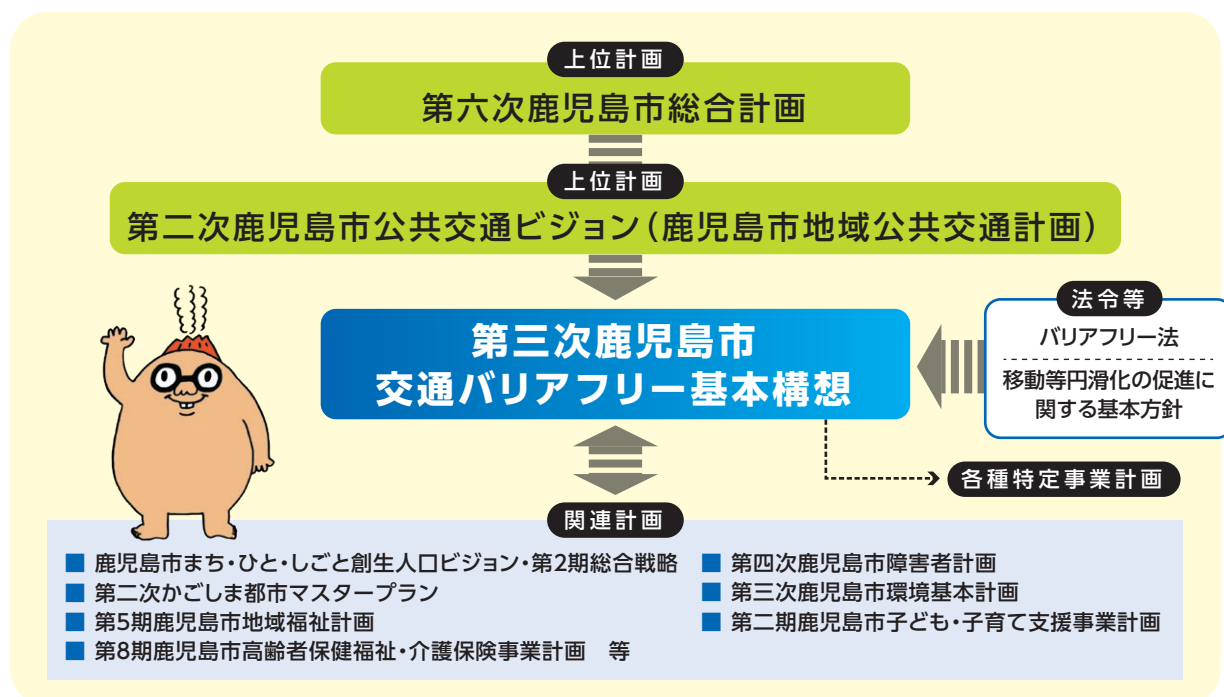
本市では、平成15年3月に「鹿児島市交通バリアフリー基本構想（～平成22年12月）」、平成24年3月に「鹿児島市新交通バリアフリー基本構想（～令和3年3月）」を策定し、3つの重点整備地区「中央地区」、「鴨池地区」、「谷山地区」において、駅や停留場等の旅客施設におけるエレベーターの設置や勾配の解消、低床車両の導入、道路への視覚障害者誘導用ブロックの設置や段差の解消、音響式信号機の設置などについて、国・県・市道の道路管理者や公安委員会、公共交通事業者等と一体となって取り組んできました。

この間、国においては、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を契機として、平成30年及び令和2年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）が改正され、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化した基本理念や、基本構想の定期的な評価等の努力義務化、さらに「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の取組強化等が定められました。

これら国における対応や社会情勢の変化等を踏まえ、道路管理者や公共交通事業者など関係機関が一体となって、本市における道路や公共交通機関などハード面のバリアフリー化を引き続き進めるとともに、「心のバリアフリー」を推進するためのソフト施策の取組強化に向けて、「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想」（以下、「本構想」という。）を策定します。

## 位置付け

本構想は、本市の交通政策の指針である「第二次鹿児島市公共交通ビジョン」の基本方針「安心安全で、人と環境にやさしい快適な交通環境の整備」を推進するための計画です。また、「第六次鹿児島市総合計画」の基本目標「質の高い暮らしを支える 快適なまち【都市・交通 政策】」の実現に向けた個別計画です。



## SDGsとの関連



本構想と特に関連性の高いSDGsのゴールの達成に向け、安心・安全な移動環境の整備を推進していきます。

**10** 人や国の不平等をなくそう

人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する

**11** 住み続けられるまちづくりを

住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

**17** パートナーシップで目標を達成しよう

パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 基本理念及び基本方針

### 基本理念

みんなにやさしい 安心・安全に移動できるまちづくり

### 基本方針

#### ■ 安心・安全な交通環境整備の推進

高齢者や障害者等すべての人が安心して生活・移動できる環境の実現のため、多くの市民や観光客等の来街者が集まる施設、道路等を含む地区を中心に、道路の整備や低床車両の導入等、関連する事業と連携を図りながらバリアフリー化を進めます。

また、既に整備された道路や公共交通機関等の都市基盤を十分に活用し、バリアフリーのネットワーク化を図ることにより、さらに多くの方々が集いやすいまちづくりを進めます。

#### ■ みんなで理解し支え合う「心のバリアフリー」の推進

市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深め、高齢者、障害者等への理解や思いやりを育むための意識啓発に取り組み、市民の心のバリアフリー化を進めます。

#### ■ 効果的・継続的な取組の推進

バリアフリー化を効果的に進めるために、基本構想策定後も関係者(市民(利用者)、関係団体、事業者等)と連携しながら事業の進捗管理を行い、定期的な評価の実施や計画の見直し等による効果的・継続的なバリアフリー化を図ります。

## 目標年度

本構想の計画開始年度は令和4年度とし、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間を踏まえ、計画期間を5年間、目標年度を令和8年度とします。



# 取組方針

事業の種類	取組方針
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 旅客施設については、スロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等に努める。</li> <li>● バス停については、上屋の設置等の改善を進める。</li> <li>● 桜島フェリーについては、新船導入の際にバリアフリー基準に適合したものとする。</li> <li>● バス車両については、低床車両の導入を進める。</li> <li>● タクシー車両については、ユニバーサルデザインタクシーの導入を進める。</li> <li>● 高齢者、障害者等が利用しやすいバリアフリー情報等については、案内看板やホームページなどで提供を行う。</li> <li>● バリアフリー設備については、定期的な点検や利用者の要望に応じた介助など、その機能が十分に発揮される体制を整える。</li> </ul>
道路	<p>地形の状況等の制約を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩道の有効幅員1.5m以上確保できる経路のバリアフリー整備に取り組む。</li> <li>● 歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックや休憩施設(ベンチ等)の設置等に優先的に取り組む。</li> <li>● 歩道の拡幅や勾配解消、舗装面の改良、バス停部の歩道高さの調整等は、計画期間にとらわれず、大規模な改良を行う際に取り組む。</li> </ul>
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 音響式信号機の設置や歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置等に取り組む。</li> </ul>
教育啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切な利用者支援が行えるよう、乗務員や職員への研修等を行う。</li> <li>● 学校教育や講習会、広報活動を通じて「心のバリアフリー」を推進する。</li> <li>● 優先席やバリアフリースイレ、障害者等用駐車スペース等の設備を必要な方が利用できるよう、広報活動を行う。</li> </ul>



## 取組イメージ



バス停上屋の設置



ユニバーサルデザイン  
タクシーの導入



道路の段差の解消や視覚障害者  
誘導用ブロックの設置



高齢者等感応  
信号機の設置




本構想においても、市内3地区を「重点整備地区」として選定し、高齢者や障害者等が多数利用する「生活関連施設」を結ぶ道路（「生活関連経路」等）などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めます。

## 重点整備地区（中央地区）

中央地区は本市のほぼ中央に位置し、新幹線の南の発着点である鹿児島中央駅や鹿児島駅等の旅客施設があり、鹿児島中央駅周辺からいづろ・天文館地区、本港区を結ぶ都市軸を中心に商業・サービス機能などが集積した中心市街地を形成しています。市街地再開発事業など施設の更新が進んでおり、重点的かつ一体的なバリアフリー整備の必要性がある地域です。

**バス**  
(公共交通特定事業)



低床車両の導入

**タクシー**  
(公共交通特定事業)



ユニバーサルデザイン  
タクシーの導入

**旅客施設、車両等**  
(公共交通関係事業)

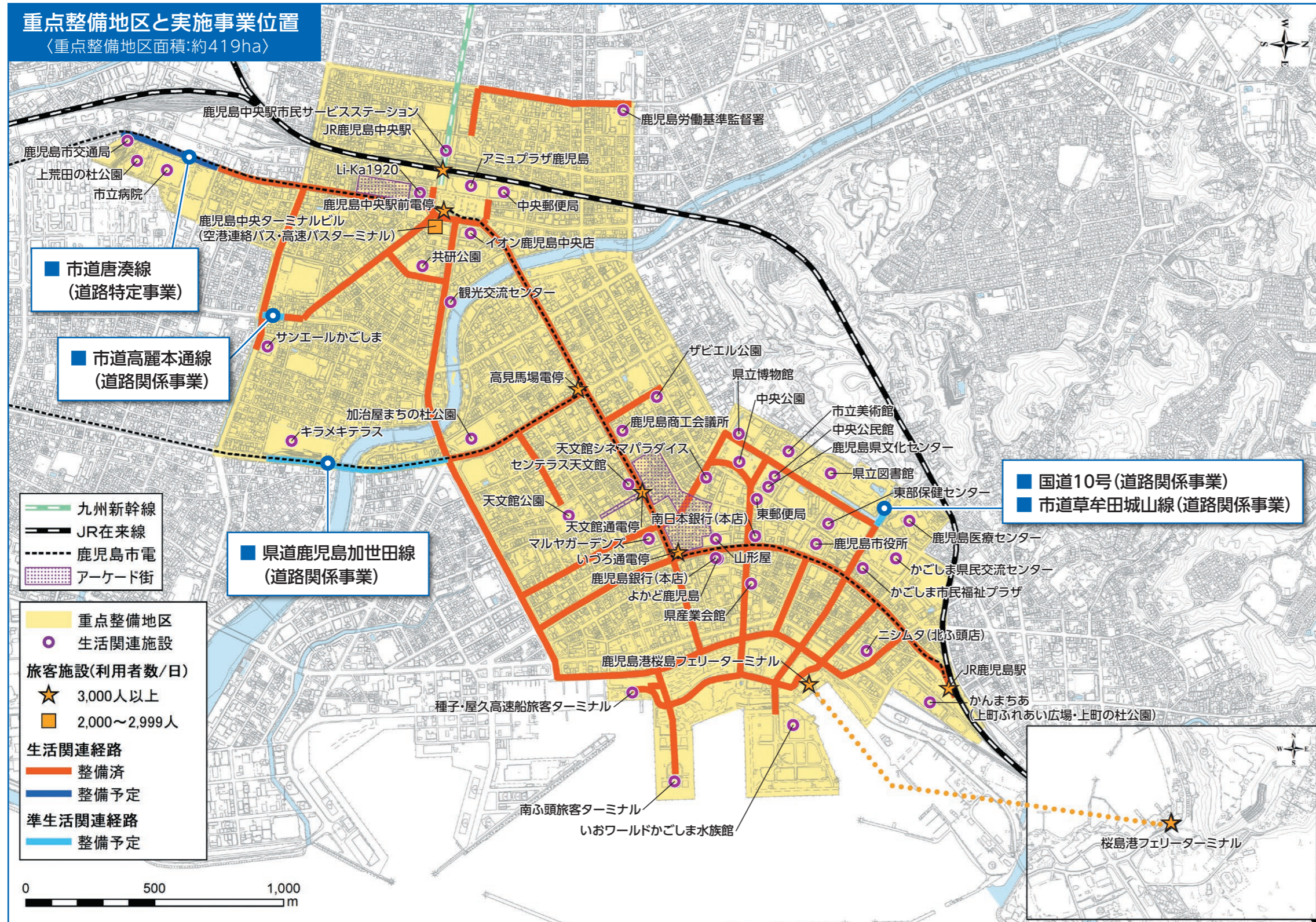


バリアフリー情報の  
提供等

**交通安全施設**  
(交通安全特定事業)



音響式信号機の設置等





## 重点整備地区（鴨池地区）

鴨池地区は本市の中央部南側に位置し、南鹿児島駅等の旅客施設があり、鹿児島県庁やその他主要な公共施設等が立地していることから、重点的かつ一体的なバリアフリー整備の必要性がある地域です。

**バス**  
(公共交通特定事業)



低床車両の導入

**タクシー**  
(公共交通特定事業)



ユニバーサルデザイン  
タクシーの導入

**旅客施設、車両等**  
(公共交通関係事業)

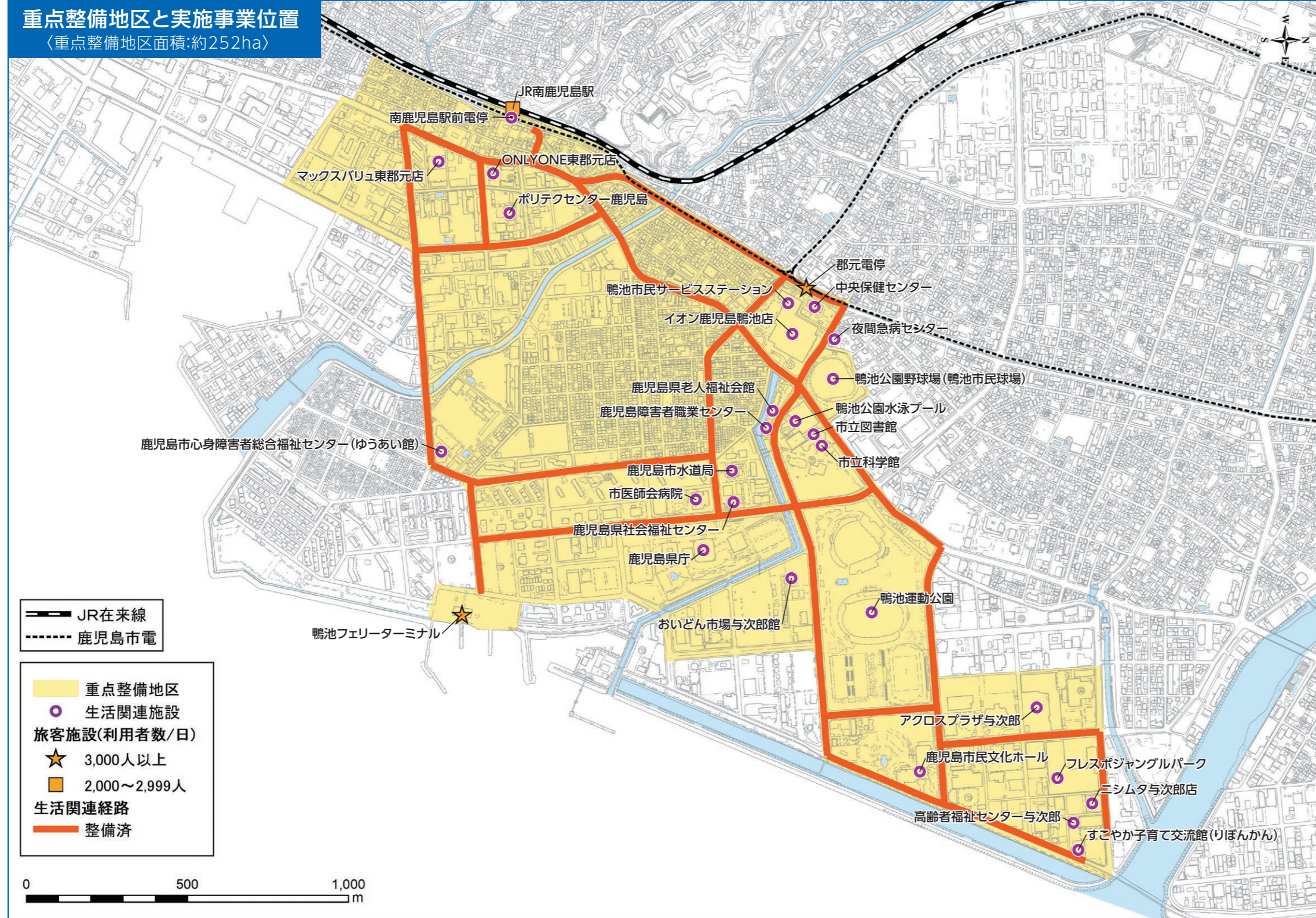


バリアフリー情報の  
提供等

**交通安全施設**  
(交通安全特定事業)



音響式信号機の設置等





## 重点整備地区(谷山地区)

谷山地区は谷山駅等の旅客施設があり、公共施設や教育施設、福祉施設が複数立地していることから、重点的かつ一体的なバリアフリー整備の必要性がある地域です。

**バス**  
(公共交通特定事業)



低床車両の導入

**タクシー**  
(公共交通特定事業)



ユニバーサルデザイン  
タクシーの導入

**旅客施設、車両等**  
(公共交通関係事業)

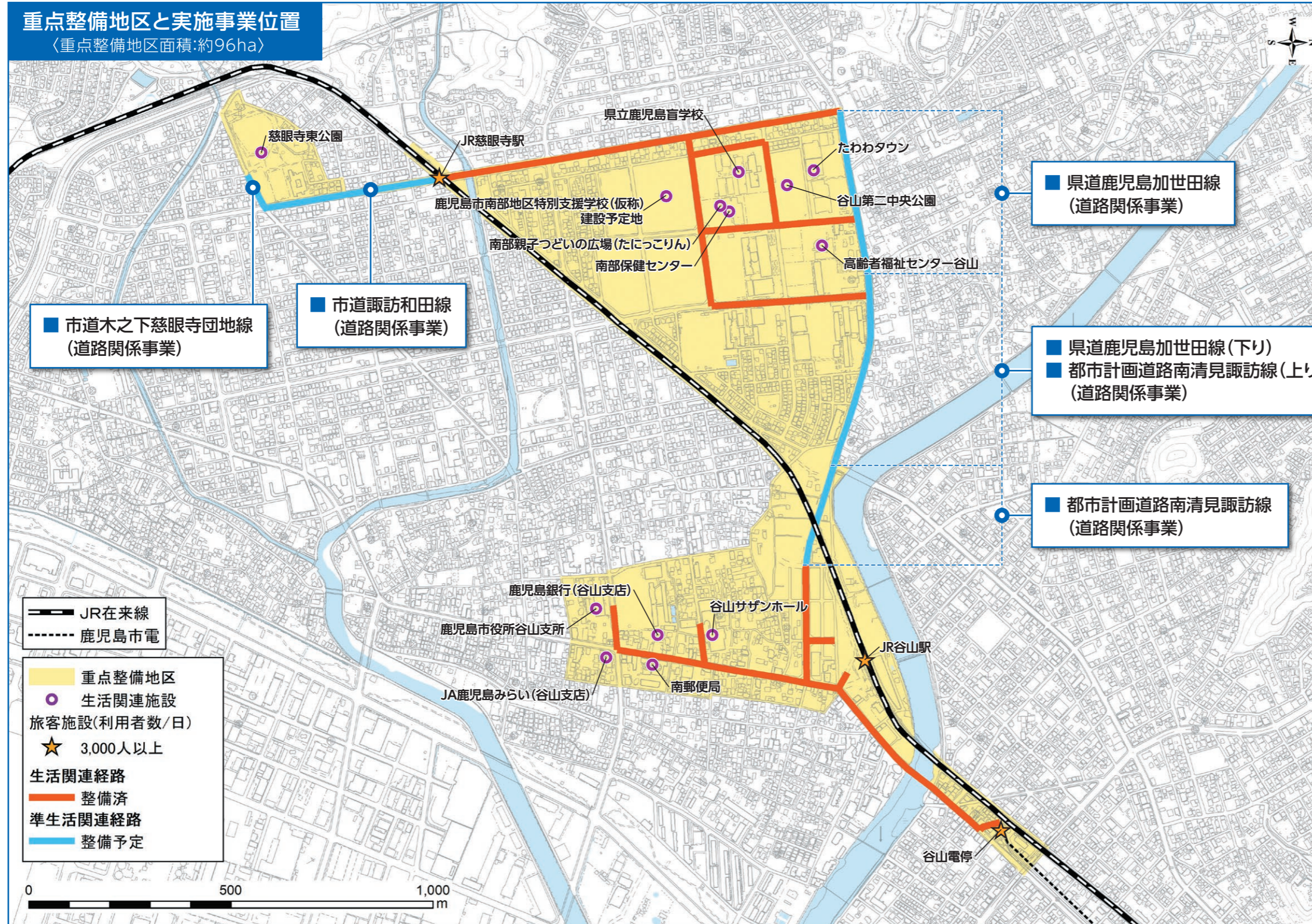


バリアフリー情報の  
提供等

**交通安全施設**  
(交通安全特定事業)



音響式信号機の設置等





## 「心のバリアフリー」を推進するための取組

バリアフリーの推進は、ハード面の整備だけでなく、すべての人が互いに理解を深めようとコミュニケーションをとる「心のバリアフリー」が重要です。そのようなことから、「心のバリアフリー」の推進のため、令和2年のバリアフリー法改正により「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。

「心のバリアフリー」の推進については、これまでも取り組んできましたが、本構想においては、法改正の趣旨を踏まえ、これらの取組を「教育啓発特定事業」として位置付け、公共交通事業者と行政が連携しながら、これまで以上に推進します。

なお、これらの取組については、重点整備地区に限らず、市内全域を対象とします。

種別	取組内容	事業主体
教育啓発特定事業	適切な利用者支援や接遇の向上に向けた、乗務員や職員等を対象とする研修の実施や資格取得の推進	公共交通事業者 行政
	各学校の教育課程に基づくバリアフリーに関する指導	行政
	バリアフリー教室や市政出前トーク、講習会を通じた意識啓発	行政
	ポスターや車内アナウンス等による意識啓発	公共交通事業者 行政
	障害者福祉施策による啓発活動や外出支援の実施	行政
	優先席やバリアフリートイレ、障害者等用駐車スペースの適正な利用に関する広報啓発	公共交通事業者 行政
	市ホームページ等による基本構想進捗状況の公表	行政
その他の取組	障害者等の特定公共的施設等の安全かつ快適な利用促進	行政
	バリアフリーに配慮したイベントの実施	行政

### 取組イメージ



バリアフリー教室の開催



市政出前トークの実施



ポスターによる啓発(資料:国土交通省)

## 市民・事業者・行政の役割

本構想を実効性の高いものにするためには、市民や事業者、行政が、それぞれの果たすべき役割を十分に理解し、協働して取り組むことが重要です。



### 主な取組内容

#### 市民の役割

- すべての人が互いに理解を深めようとコミュニケーションをとる「心のバリアフリー」についての理解
- 高齢者や障害者等を気軽に手助けするなど思いやりのある行動
- 自転車やバイクの違法駐車をしないなどマナーの向上

#### 事業者の役割

- 基本構想に基づく継続的なバリアフリー関係事業の実施
- バリアフリーに関する利用者意見の把握
- 従業員に対するバリアフリーに関する教育の推進
- 情報のバリアフリー化や役務の提供等、真に必要な方が円滑に利用できる体制の確保

#### 行政の役割

- 基本構想に基づく継続的なバリアフリー関係事業の実施
- バリアフリーに関する情報提供と市民意見の把握
- バリアフリーに関する市民や事業者に対する意識啓発と教育等の推進
- 関係機関との連携によるバリアフリー推進体制の確立



## 進行管理体制と事後評価

本構想の基本理念「みんなにやさしい 安心・安全に移動できるまちづくり」の実現のためには、基本構想策定 (Plan) 後の事業実施 (Do) と、実施状況を継続的に把握し、実施内容と効果を評価 (Check) する仕組みを構築して、必要に応じて見直す (Action) PDCAサイクルによる進行管理が重要です。

また、必要に応じて事業の見直しや新たな提案を行うなど、時勢に即応した弾力的な運用を図り、段階的・継続的に発展 (スパイラルアップ) していくことも欠かせません。

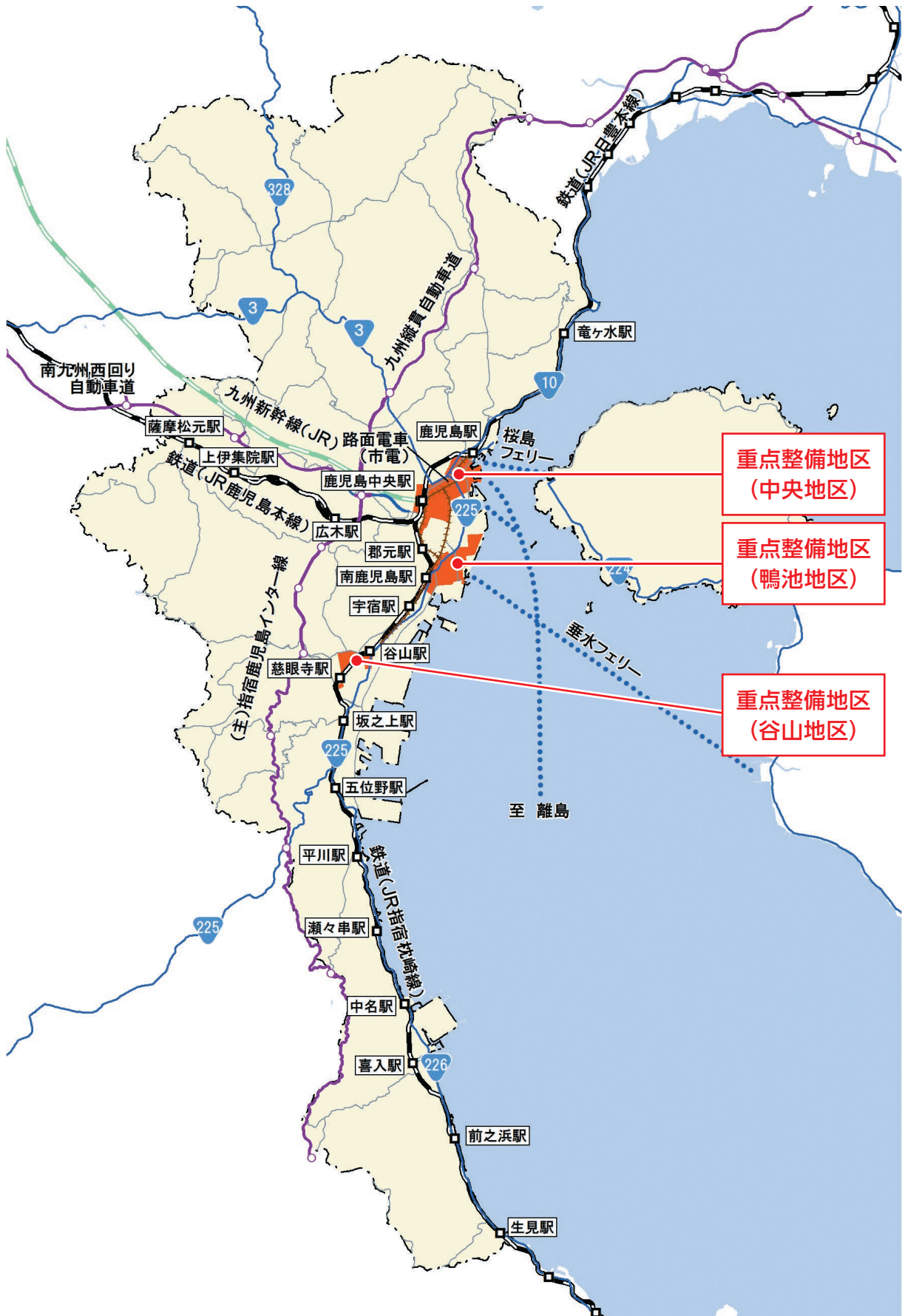
そのため、本市では、本構想の進捗状況の把握などを行う関係事業者等で構成する推進組織を設置し、ホームページ等を活用した情報発信や市民ニーズの把握に積極的に取り組みます。

また、基本構想策定後、各事業者が協力して特定事業計画を作成します。事業計画には特定事業の整備内容や、整備目標時期を示すことから、この事業計画に基づく進捗を踏まえ、計画期間終了後に確認・評価を行います。

### 段階的・継続的な取組



# 本市の公共交通網及び重点整備地区位置図



# 用語解説

## 移動等円滑化

高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。

## 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

## 生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

## 生活関連経路

生活関連施設相互間の経路。

## 特定事業

バリアフリー法第2条で定める6つの主としてハード整備に関する事業（公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業）と、令和2年5月のバリアフリー法改正により創設されたソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）のこと。

## 特定事業計画

基本構想に特定事業を位置づけた場合、事業を実施する者には特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。特定事業計画には、基本構想で定めた特定事業をより具体化し、事業内容（具体的な位置・区間・箇所数・延長など）、実施期間や事業の実施に際し配慮すべき重要事項（他関係機関との調整事項など）などを定める。

## バリアフリースイットイレ（高齢者障害者等用便房）

高齢者、障害者等が利用する個別機能（車いす使用者が円滑に使用できる広さ、オストメイト用水洗器具、乳幼児用おむつ交換台等）を備えたトイレの総称。

## ユニバーサルデザインタクシー

高齢者や車いす利用者、妊娠中の女性などの乗り降りをスムーズに行うため、乗降口や車内が広く、スロープや手すりが設置された、誰もが利用しやすい、みんなにやさしい新しいタイプのタクシー車両。





〈 お問合せ 〉

鹿児島市 企画財政局 企画部 交通政策課

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1

[ TEL ] 099-216-1113 [ FAX ] 099-216-1108

[ E-Mail ] ko-seisaku@city.kagoshima.lg.jp

